

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３６条第１項の規定により、
下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

令和７年６月１５日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
合同会社OUR STORY	ヘルパーステーションことのは	西区南観音四丁目７番２０号	居宅介護	令和７年６月１日
合同会社OUR STORY	ヘルパーステーションことのは	西区南観音四丁目７番２０号	重度訪問介護	令和７年６月１日
イノベートリンク株式会社	にじげん平和大通り	中区小町３番３１号 ルミナス小町 ２Ｆ、３Ｆ	就労継続支援Ｂ型	令和７年６月１日
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	安佐南区安東二丁目３番１９－１０ ５号	居宅介護	令和７年６月１日
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	安佐南区安東二丁目３番１９－１０ ５号	重度訪問介護	令和７年６月１日
株式会社ソリッド	就労継続支援Ｂ型事業所 は れかせ	安佐南区中須一丁目２９番２３号 １ 階西	就労継続支援Ｂ型	令和７年６月１日
一般社団法人プエルト	ジョブカミーノ	安佐北区可部三丁目２０番２６号	就労移行支援	令和７年６月１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４６条第２項の規定により、
下記のとおり指定障害福祉サービス事業所の廃止の届出がありました。

令和７年６月１５日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションていーだ	西区南観音六丁目９番１４号	居宅介護	令和７年５月３１日
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションていーだ	西区南観音六丁目９番１４号	重度訪問介護	令和７年５月３１日
合同会社弘津	ヘルパーステーションＳ	安佐南区大町東二丁目１１番２８－３ －２０２号室 セビア大町	居宅介護	令和７年５月３１日
合同会社弘津	ヘルパーステーションＳ	安佐南区大町東二丁目１１番２８－３ －２０２号室 セビア大町	重度訪問介護	令和７年５月３１日

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５第１項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所を指定しました。

令和７年６月１５日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社BASE	ふないりBASE	中区西川口町１１番２１－１０２号	放課後等デイサービス	令和７年６月１日
株式会社G-net	ゆめラボ上安教室	安佐南区上安二丁目２５番２０－１０４号	児童発達支援	令和７年６月１日
株式会社向日葵	重症心身障がい児通所施設ひまわりっこ	佐伯区隅の浜三丁目３番２２号	児童発達支援	令和７年６月１日
株式会社向日葵	重症心身障がい児通所施設ひまわりっこ	佐伯区隅の浜三丁目３番２２号	放課後等デイサービス	令和７年６月１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７９条第２項の規定により、
下記のとおり地域生活支援事業の開始の届出がありました。

令和７年６月１５日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	開始年月日
合同会社OUR STORY	ヘルパーステーションことのは	西区南観音四丁目７番２０号	移動支援	令和７年６月１日
株式会社R i s i n	日中一時支援事業所R i s i n	中区本川町三丁目４番１８号	日中一時支援	令和７年６月１日
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	安佐南区安東二丁目３番１９－１０５号	移動支援	令和７年６月１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７９条第４項の規定により、
下記のとおり地域生活支援事業の廃止の届出がありました。

令和７年６月１５日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションていーだ	西区南観音六丁目９番１４号	移動支援	令和７年５月３１日
合同会社弘津	ヘルパーステーションＳ	安佐南区大町東二丁目１１番２８－３ －２０２号室 セピア大町	移動支援	令和７年５月３１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の２５第４項の規定により、
下記のとおり指定特定相談支援事業所の廃止の届出がありました。

令和７年６月１５日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社共生	T A K E ５	安佐北区落合南三丁目２番１４－２ １０号	特定相談支援	令和７年５月３１日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所の廃止の届出がありました。

令和7年6月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社共生	TAKE 5	安佐北区落合南三丁目2番14-2 10号	障害児相談支援	令和7年5月31日